

第１０期安来市高齢者福祉・介護保険事業計画策定支援業務 公募型プロポーザル実施要領

Ⅰ 公募型プロポーザル実施の目的

この要領は、第１０期安来市高齢者福祉・介護保険事業計画策定支援業務を委託するに当たり、事業者から企画提案を受け、価格のみにならず、提案内容や事業ノウハウ、取組体制等について考慮し、最も適切な者を当該業務の受託候補者として選定することを目的とする。

Ⅱ 業務概要

（１）業務名

第１０期安来市高齢者福祉・介護保険事業計画策定支援業務

（２）業務内容

別紙「第１０期安来市高齢者福祉・介護保険事業計画策定支援業務仕様書」のとおり。
ただし、契約時における仕様書を優先する。

（３）委託期間

契約締結日の翌日から令和９年３月３１日まで

（４）委託料上限額

７，１００，０００円（消費税及び地方消費税を含む。）

（５）年度別限度額

令和７年度 上限４，１００，０００円（消費税及び地方消費税を含む。）

令和８年度 上限３，０００，０００円（消費税及び地方消費税を含む。）

（６）発注・契約方式

契約は、公募型プロポーザルにより選定した受託候補者と随意契約（地方自治法施行令１６７条の２第１項第２号）を行うものとする。

（７）契約保証金

免除

（８）前金払及び部分払

可能（受託候補者選定後に別途協議を行う。）

Ⅲ 参加者資格

本業務に関する公募型プロポーザル参加者は、次の要件を全て満たすものとする。

（１）法人格を有していること。

（２）次のアからサまでに該当しない者

ア 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項の規定に該当する者

イ 参加表明書の提出期限の日から受託候補者の選定の日までの間において、安来市から指名停止の措置を受けている者

- ウ 破産法（平成１６年法律第７５号）第１８条又は第１９条の規定による破産の申立てがなされている者
- エ 民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２１条の規定に基づく再生手続きの申立てがなされている者
- オ 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条の規定に基づく更生手続きの申立てがなされている者
- カ 国税及び地方税について滞納している者
- キ 役員等（法人の役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「暴対法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である者
- ク 暴対法第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
- ケ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
- コ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者
- サ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

４ スケジュール

実施要領の公表	令和７年５月１２日（月）
実施要領に関する質問受付期間	令和７年５月２３日（金）まで
質問書の回答	令和７年５月３０日（金）
参加表明書等提出期限	令和７年６月６日（金）
プレゼンテーション参加決定通知	令和７年６月１１日（水）発送
提案書類提出期限	令和７年６月２５日（水）
プレゼンテーション及びヒアリング	令和７年７月２日（水）
審査結果の通知	令和７年７月７日（月）発送
業務委託契約	令和７年７月中旬

５ 参加方法等

（１）実施要領等の入手方法

実施要領その他プロポーザルに係る資料・様式は、安来市ホームページからダウンロードにより入手すること。

（２）参加申込

本業務に関する公募型プロポーザルに参加しようとする場合は、次に定める書類を提出すること。

ア 公募型プロポーザル参加意思表明書（様式第１号）

イ 業務実績書（様式第２号。実績を示す契約書の写しを添付すること。）

- ウ 法人登記簿謄本又は現在事項全部証明書（発行日から３ヶ月以内のもの。写し可。）
- エ 財務諸表（貸借対照表及び損益計算書）※直近決算時のもの
- オ 納税証明書（参加表明書提出の前３か月以内に発行された証明書で、国税及び地方税の滞納がないことを示すものに限る。なお、都道府県税については、当該業務を主に担当しようとする事業所が属する都道府県のものを提出すること。写し可。）
- カ 業務実施体制・配置予定者調書（様式第３号）
- キ 誓約書（様式第４号）
- ク 参加者概要資料（会社案内、パンフレット等）（任意様式）

（３）参加表明書等の提出方法及び提出先

「公募型プロポーザル参加意思表明書類」と明記した封筒に前号の書類を同封し、持参又は郵送により提出する。（郵送の場合は、書留郵便とする。持参する場合は開庁日の午前９時から午後４時までの間受付を行う。）

提出期限は、令和７年６月６日（金）午後４時必着とする。

提出先は、「ⅠⅠ 本件に関する問合せ先」と同じ。

（４）プレゼンテーション参加者の決定

プレゼンテーション参加者は、提出書類を審査した後に、全ての参加者にその合否結果を通知する。

６ 本件に関する質疑

- （１）本件に関する質疑については、公募型プロポーザル質問書（様式第５号）により受け付ける。
- （２）受付期間は、令和７年５月２３日（金）午後４時必着とし、提出方法は、電子メール又はファクシミリとする。（電子メールアドレス及びファクシミリ番号は「ⅠⅠ 本件に関する問合せ先」を参照）
- （３）受け付けた質疑に対しては、令和７年５月３０日（金）までに安来市のホームページへの掲載をもって回答とする。

７ 提案書類の作成及び提出

プレゼンテーションへの参加決定の通知を受けた者は、提案書（様式第６号及び任意様式）及び参考見積書（様式第７号）を作成し、提出すること。

（１）提出部数

正本１部、副本１０部（副本は、写し可。）及び全ての電子データを保存したＣＤ－Ｒ等を提出すること。

（２）提案書類の提出方法及び提出先

「公募型プロポーザル提案書類」と明記した封筒に前号の書類を同封し、持参又は郵送により提出する。（郵送の場合は書留郵便とする。持参する場合は開庁日の午前９時から午後４時までの間受付を行う。）

提出期限は、令和７年６月２５日（水）午後４時必着とする。

提出先は、「ⅠⅠ 本件に関する問合せ先」と同じ。

(3) その他

- ア 提案書は様式第6号及び任意様式とし、A4判縦使い、横書き、片面印刷、左とじ（2カ所）とする。
- イ 提案書にA3判の片袖折込みを入れることは可とする。
- ウ 提案書は、提案課題の順に並べ、ページ番号を付すこと。
- エ 提案書に記載する文字の大きさは、概ね12ポイント以上を基本とすること。

8 受託候補者の選定

提案の審査に当たっては、第10期安来市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定支援業務プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）を開催し、評価基準に基づき、次の方法により行う。

(1) 第1次審査（書類審査）

委員会は、応募者が参加者資格を満たしていることを確認した上で、評価基準中の評価項目A及びBに基づき応募書類を審査し、得点が高い5者を第2次審査対象者として選定する。

なお、参加者資格を満たす応募者が5者以下の場合は、参加者資格を満たしていることの確認をもって審査を終了する。

第1次審査終了後、全ての応募者に対し、その合否結果を通知する。

(2) 第2次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）

委員会は、第1次審査を通過した参加者による提案者のプレゼンテーション及びヒアリングにより、提出された企画提案書等に記載された提案内容について審査基準に基づいて審査を行い、最高点を得た参加者を優先受託候補者として、次に得点が高かった者を次点受託候補者として選定する。

ア 実施日 令和7年7月2日（水）

イ 会場 安来市役所安来庁舎（島根県安来市安来町878番地2）

ウ 出席者（入室者）4名以内（統括責任者及び主任担当者を含むこと。）

※別途通知に添付する「出席者の報告書」により事前に報告すること。

エ プレゼンテーションの時間 30分程度（提案は20分以内、質疑は10分程度）

オ その他

- ・プレゼンテーションは、事前に提出する提案書に基づくものとし、新たな提案内容は盛り込まないこと。
- ・録音録画は、禁止する。
- ・各参加者のプレゼンテーションの順番は、参加申込の提出順とする。
- ・参加者はほかの参加者のプレゼンテーションを傍聴することはできない。
- ・プロジェクター等を使用する場合は、発注者において、プロジェクター、スクリーン、接続ケーブルの準備を行う。参加者がパソコンを用意することとし、HDMI接続を考慮し準備すること。
- ・その他本プレゼンテーション及びヒアリングについての詳細事項は、参加決定者に別途通知する。

(3) 審査

委員会は、別紙「評価基準」により全ての提案者を審査するものとする。

審査の結果200点満点中120点以上の者の中で最高点であった者を優先受託候補者とし、次に得点が高かった者を次点受託候補者とする。

(4) 最高点が同点の場合は、参考見積書の金額の低い者を優先受託候補者とする。

(5) 最高点を得た提案者が辞退した場合は、次点の者を優先受託候補者とする。

(6) 審査結果は、企画提案書を提出した者全てに対し、書面により結果通知するとともに、安来市のホームページにおいて公表する。

《公表事項》 優先受託候補者及び次点受託候補者の名称

(7) 審査結果に対する問合せ及び異議申立ては受け付けない。

(8) 失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

ア 受付期間を過ぎて提出書類が提出された場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

エ 本実施要領に違反すると認められる場合

オ 参加者の要件を満たさなくなった場合

9 契約の締結

審査結果通知後、優先受託候補者と契約締結を行うこととする。

なお、審査結果通知日から10日以内に契約締結が整わないときは、次点受託候補者に選定された者と改めて契約締結手続きを行う。

10 その他

(1) 公募型プロポーザルの参加に係る一切の経費は、参加者の負担とする。

(2) 提出された書類は、返却しない。

(3) 提出書類の受理後の差し替え及び追加・削除は、認めない。

(4) 参加者は、1つの提案しか行うことができない。

(5) 提出書類は、受託可能な事業者を選定するための資料であり、発注者は無断で本公募型プロポーザル以外の目的に使用しない。ただし、本提案に係る情報公開請求があった場合は、安来市情報公開条例に基づき、提出書類を公開することがある。

(6) プレゼンテーションへの参加決定がなされなかった者は、その通知を受けた日の翌日から起算して5日（土、日、祝日を除く。）以内に書面により説明を求めることができる。発注者は説明を求める書面を受け付けた日から起算して10日以内に書面により回答するものとする。期限後の説明請求については受付しないものとする。

(7) 本プロポーザル提案書等の著作権は、当該提案書等を作成した者に帰属する。また、提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法令等に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている内容を提案に用いた結果生じた事象に係る責任はすべて当該提案書等を作成した者が負うものとする。

ⅠⅠ 本件に関する問合せ先

〒692-0404

島根県安来市広瀬町広瀬1930番地1（健康福祉センター2F）

安来市健康福祉部介護保険課

電話：0854-23-3291 FAX：0854-32-9009

Eメール：kaigo@city.yasugi.shimane.jp